

多摩市社会福祉協議会後援名義 申請にあたっての留意事項

1. 名義使用及び後援の承認要件

1) 対象団体及び主催者

関係機関・団体が実施する事業（講演会・講習会・行事）その他これらに類するものに多摩市社会福祉協議会の名義使用及び後援を受けるにあたり次の(1)(2)の各要件に該当する団体・事業に対して認めたものとする。

ただし、会長が特に認めた場合にはこの限りではない。

(1) 団体・主催者

- ア. 公益性・社会性があり、その行事内容が売名及び営利を目的としたものでないこと。
- イ. 政治目的を有していないものであること。
- ウ. 宗教的目的を有していないこと。

(2) 行事

- ア. 公共の福祉推進を目的とする団体に対して、その事業収益を寄付するために行われるチャリティショー等の行事。
- イ. 公益性・社会性があり、売名及び営利を目的としたものでないこと。
- ウ. 政治目的を有していないものであること。
- エ. 宗教的目的を有していないこと。
- オ. 公序良俗に反するものでないこと。

2) 名義

使用名義は、「社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会」または、「多摩市社会福祉協議会」とすること。

2. 記入にあたっての留意点

名義使用及び後援の承認を申請する場合、別紙の「多摩市社会福祉協議会後援名義使用承認申請書」を下記の事項に留意して提出してください。

日 付 申請日（提出日）を記入してください。

申 請 者 団体名、代表者の職名（会長・代表等）、と氏名を記入してください。

事 業 名 事業名が予定（仮称）であっても、正確に記入してください。

名義使用期間 基本的に、承認許可した日から使用可能です。特定の指定日が無い場合は、空白でお願いします。

※なお、申請から承認まで、一週間程度時間を要する場合があります。

事 業 目 的 福祉に関することを必ず記入してください。

添 付 書 類 ①規約、会則またはそれに類するもの

②役員名簿または会員名簿

③事業計画書

④申請する事業内容を明記した「チラシ」「広報誌」など

⑤経歴書（今までの活動報告書等）

⑥予算書

⑦その他必要と認められるもの

*使用承認における通知書を郵送希望の場合は、返信用封筒（82円切手貼付）を添付してください。

担当（問合せ及び提出先）

〒206-0032 多摩市南野3-15-1 多摩市社会福祉協議会 総務係

電話 042-373-5611 FAX 042-373-5612